

仕様書

1. 背景と課題

京都市においては、観光客による特定の場所や時期、時間帯における混雑やマナー違反が市民生活に影響を及ぼしており、これが観光に関する主要な課題となっている。こうした課題の解決に向けて、京都市観光協会および京都市は、観光客・観光事業者・市民に求める行動基準として「京都観光モラル」を策定し、その普及・啓発を進めている。

昨年度は、観光客がウェブサイト上で「京都観光モラル」の遵守を宣言し、宣言者が市内事業者から特典を受けられる「京都観光モラル宣言キャンペーン」を実施してきた。本年度はこの取り組みを更に発展させるために、事業者による特典提供に代えて、観光客のクイズ正解数、モラル推進宣言事業者への訪問数、SNSでの拡散数などに応じて特典を提供する方式へと変更する。

本業務は、この新たな仕組みにより国内外の観光客によるモラル宣言数の増加を図るとともに、海外観光客に対する京都観光モラルの実践を促進するため、インターネット広告を活用した周知を行うことを目的とする。

2. 業務委託期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

3. 委託上限金額

3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4. 委託内容

A. SNSを活用した海外観光客向け周知活動

a. 宣伝素材の制作

ポータルサイトおよび京都観光モラル宣言の認知向上および宣言者数の増加を目的として、「b. インターネット広告の配信」の広報に使用する素材を作成する。受託者は、広報に必要な素材（画像、文章、キャッチコピー等）の提案および制作を行う。素材や媒体の内容、掲出先や掲出方法等の詳細は、受託者が提示する案を基に、受託者、協会および京都市関係部局との協議により決定する。対応言語は日本語、英語および簡体字とする。

b. インターネット広告の配信

Webサイト、SNS等で表示されるインターネット広告等を活用したオンライン広報を行う。実施期間は、2025年10月頃から2026年1月頃まで、延べ4か月程度とする。受託者は、本事業のターゲットである訪日観光客への訴求効果が期待される広告等の掲出先を複数提案するとともに、掲出の効果をモニタリングし、必要に応じて媒体のターゲティングの改善、掲出先の変更等を行う。リターゲティング広告などの機能を活用できるようにするため、各種広告サービスのタグなどをポータルサイトに設定し、協会が管理するGoogle Analytics 4との連携など、一元的な管理に必要な設定を行う。

c. ポータルサイトへのSNS投稿表示連携

ポータルサイトにモラル宣言者数やSNSでの投稿が表示されるよう、サイト設計の提案および改修を行う。サイトの改修にあたり、協会は、ポータルサイトの管理に必要な機能・権限等を、

期間と範囲を指定して受託者に付与する。なお、ポータルサイト上に特定の機能を追加する必要が生じた場合は、受託者と協会の協議により要否を決定する。必要性が認められた場合、当該機能の実装および運用は、受託者の責により行う。本業務の終了後、当該機能は受託者から協会へ引き渡されるものとする。

B. 上記に関連するデータの分析および効果の測定

効果的かつ効率的な情報発信手法の確立を目的として、広報効果の測定を行う。効果の程度を示す指標は、それぞれの広報媒体からポータルサイトへの新規アクセス数、Webページの閲覧数や滞在時間、モラル宣言者数を原則として、本業務の開始後、受託者、協会および京都市関係部局の協議により決定する。受託者は、(A)で実施する広報に対応した指標の推移を取りまとめ、2週間に1回程度、協会および京都市関係部局に報告する。(1)で用いる媒体それぞれの広報効果を切り分けて把握できるよう、媒体に掲載するURLに個別のパラメータを設定する等、素材・媒体の作成段階から必要な措置を行うこと。

広報の効果測定にあたり、協会は、ポータルサイトの管理に係るCMS、ならびにポータルサイト上で動作するGoogle Analytics 4およびGoogleタグマネージャ（以下、GA4等）のうち、必要な機能・権限等を、期間と範囲を指定して受託者に付与する。なお、ポータルサイトおよび係るシステム等上に特定の機能を追加する必要が生じた場合は、受託者と協会の協議により要否を決定する。必要性が認められた場合、当該機能の実装および運用は、受託者の責により行う。本業務の終了後、当該機能は受託者から協会へ引き渡されるものとする。

5. 想定スケジュール

項目		令和7年												令和8年		
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
SNSでの周知	宣伝素材制作				■	■										
	SNS広告					■	■	■	■	■	■	■	■	■		
データ分析・取りまとめ						■	■	■	■	■	■	■	■	■		

6. 納品物

- SNS投稿用素材データ（投稿可能なファイル形式）
- 納品した動画等に関する宣伝・活用手法の提案書
- その他、業務遂行上発生した資料等

7. 問い合わせ先

公益社団法人 京都市観光協会 企画推進課（マーケティング担当）

担当：上田、水本、堀江

TEL: 075-213-0070 / Mail: marketing@kyokanko.or.jp

8. 留意事項

- 本業務で作成する成果物の著作権その他知的財産権は、全て発注者に帰属する。
- 本業務の成果物を構成する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、発注者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負う。
- 本業務の受託者は、本業務を通して知り得た個人情報および秘密について、委託期間の終了後を含めて、本業務の遂行以外の目的、および自己の利益のために使用してはならない。

- 本業務の受託者は、本業務を通して知り得た個人情報および秘密について、第三者への漏洩が発生しないよう適切に管理する。個人情報の取扱にあたっては、「個人情報保護法」及び「京都市個人情報保護条例」「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努める。
- 本事業の受託者は、その地位・権利を第三者に譲渡することはできず、本業務の全ての履行を第三者に再委託することはできない。
- 本業務の一部の履行を第三者に再委託する場合、本業務の受託者は再委託の範囲および再委託先について、予め委託者から文書による承認を得なければならない。再委託を受けた者は、本業務の履行について受託者と同等の義務を負い、受託者は再委託先の行為について、連携して責任を負う。
- 本仕様書に定めのない事項や追加の事項が生じたとき、または本業務の遂行にあたり疑義が生じたときは、協会と受託者との間で協議し、決定する。

9. 令和7年度オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業に係る記載

文書作成日	2025年7月24日
発注者所在	京都府京都市中京区河原町二条下る一之船入町384番地